

杉並区空家等対策計画（案）の修正について

修正箇所	パブコメ案	修正内容	修正理由
1. 計画の目的と位置付け			
P. 3	<p>(3) 計画期間</p> <p>杉並区総合計画の計画期間に合わせ、平成 28 年度から平成 33 年度までとします。</p> <p>なお、本対策計画は、杉並区総合計画や杉並区住宅マスタープラン等の上位計画の改定や空家実態調査の結果及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>また、本対策計画の達成状況を確認するために、<u>おおむね 5 年ごとに定期的に空家実態調査</u>を行います。</p>	<p>(3) 計画期間</p> <p>杉並区総合計画の計画期間に合わせ、平成 28 年度から平成 33 年度までとします。</p> <p>なお、本対策計画は、杉並区総合計画や杉並区住宅マスタープラン等の上位計画の改定や空家実態調査の結果及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>また、本対策計画の達成状況を確認するために、定期的に空家実態調査を行います。</p>	方針変更による修正
5. 空家等対策の推進			
P. 18	<p>⑥税負担の軽減制度の周知</p> <p>空家等が周辺的生活環境に悪影響を与えることを未然に防止し、空家等やその跡地の活用促進を目的とするため、国は、新たに「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」を平成28年度に創設しました。この特例は、空家等の除却後の土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除であり、この制度について周知を図ります。</p> <p>なお、平成 26 年空家実態調査(国土交通省)によれば、住宅を取得した経緯については、「相続した」が 52.3%と最も多く、次いで「新築した・新築を購入した」が 23.4%、「中古住宅を購入した」が 16.8%の順になっています。</p>	<p>⑥税負担の軽減制度の周知</p> <p>空家等が周辺的生活環境に悪影響を与えることを未然に防止し、空家等やその跡地の活用促進を目的とするため、国は、新たに「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」を平成28年度に創設しました。この特例は、空家等の除却後の土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除であり、この制度について周知を図ります。</p> <p>なお、<u>無作為に抽出した戸建て空家等の所有者を対象に実施された「平成 26 年空家実態調査(国土交通省)」</u>によれば、調査時点で「<u>人が住んでいない</u>」と回答された戸建て空家等のうち、住宅を取得した経緯については、「相続した」が 52.3%と最も多く、次いで「新築した・新築を購入した」が 23.4%、「中古住宅を購入した」が 16.8%の順になっています。</p>	国が実施した調査及び回答の対象をより詳細な記述に修正